公益社団法人沖縄県看護協会 委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第４４条第４項の規定に基づき公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）に設置する委員会、特別委員会及びその他の委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会等の種類）

第２条　この規程において、委員会とは、定款第４４条の規定に基づき理事会の決議により設置する常設の委員会（以下「委員会等」という。）をいう。

２　前項に定めるもののほか、本会は、法令、定款及び定款細則並びに他の規程等に別段の定めがあるときは、その定めるところにより別途委員会（以下「法令等に基づく委員会」という。）を置く。

３　委員会等及び法令等に基づく委員会は、別表のとおりとする。

（任務）

第３条　委員会等は、それぞれの専門事項について調査、企画、審議を行う。

（任期）

第４条　委員会等の委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。委員のうち半数は偶数年次（西暦）に、残りの半数は奇数年次（西暦）に交替し再任を妨げない。

（構成）

第５条　委員会等は、委員６名以上をもって組織し、そのうち１名を委員長とする。

２　委員会等の委員は、学識経験者並びに理事及び会員のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

（委員長）

第６条　委員会等に委員長を置く。

２　委員長は、別途規則又は規程で定めたものを除き、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会等の議長となり、会務を総括する。

（副委員長）

第７条　委員会等は、必要に応じて副委員長を置くことができる。

２　副委員長は、委員の互選により選出する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第８条　委員会等は、委員長が招集する。 委員長は定例会合を行う。

２　委員長は、委員会等を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の１週間前までに、必要な事項を通知しなければならない。

（会議録の作成及び審議結果等の報告）

第９条　委員会等の議事については、その経過及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

２　委員会等は、審議の経過及びその結果を理事会に報告しなければならない。

（事務局）

第 10 条　委員会等及び法令等に基づく委員会の事務は、本会の事務局が行うものとする。

２　事務局の職員は、委員会等及び法令等に基づく委員会の会議及び事務処理を通じて知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

（ワーキンググループ）

第 11 条　委員会等は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

（法令等に基づく委員会）

第 12 条　法令等に基づく委員会の運営は、それぞれの設置規程等に定めるもののほか、委員会等に準じるものとする。

（補則）

第 13 条　この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の変更）

第 14 条　この規程における変更は、理事会の決議を経て行わなければならない。

附　則

１　この規程は、平成２５年３月９日から施行する。

２　この規程の施行の前日において委員会等の委員である者の任期は、第４条の規定にかかわらず、従前の任期の満了日に満了する。

３　この規程は、平成２６年３月２２日から施行する。

４　この規程は、平成２６年９月２９日から施行する。（別表改正）

５　この規程は、平成２７年６月２０日から施行する。

６　この規程は、平成２８年３月３１日から施行する。ただし、この規程の別表中、他の規則・規程等に基づく委員会研究倫理委員会は、平成２７年１２月１９日から施行する。

７　この規程は、平成２８年５月２１日から施行する。（別表改正・衛生委員会設置）

８　この規程は、平成２９年３月３１日から施行する。ただし、改正前の規程の別表中の健康おきなわ看護２１推進委員会と県民健康フェア実行委員会は平成２９年６月１７日に廃止し、改正後の規程の別表中の看護おきなわ健康２１委員会は平成２９年６月１７日から施行する。

９　この規程は、平成３０年３月１７日（理事会議決の日）から施行する。

10　この規程は、平成３１年３月１６日（理事会議決の日）から施行する。（協会立訪問看護ステーションのあり方検討委員会の追加）

11　この規程は、令和２年５月２３日（理事会決議の日）から施行する。（別表改正）

12　この規程は、令和３年６月１９日（理事会決議の日）から施行する。（別表改正　協会立訪問看護ステーションのあり方検討委員会を削除、感染対策委員会を追加）

13　この規程は、令和５年５月２０日（理事会決議の日）から施行する。（別表改正　委員会名看護職の就労環境改善推進委員会を削除　　根拠規定等の沖縄県ナースセンター事業実施要綱を削除）

14　この規程は、令和６年４月１日から施行する。（別表改正　委員会名の在宅看護推進委員会を削除　根拠規定等の定款 44 条を削除）

15　この規程は、令和７年４月１日から施行する。（別表改正　委員会名の社会経済福祉委員会を削除　根拠規定等の定款 44 条を削除、委員会名の 5 協会史委員会を追加　根拠規定等の定款 44 条を追加）

16　この規程は、令和８年５月９日から施行する。（別表改正　委員会名の認定看護師教育課程教員会を認定看護師教育課程教員会及び特定行為研修管理委員会に変更）

別表（第２条第３項関係）

委員会一覧

区分	委員会名	根拠規定等
職能委員会	1　保健師職能委員会	定款第４３条、定款細則第８章
	2　助産師職能委員会	
	3　看護師職能委員会Ⅰ	
	4　看護師職能委員会Ⅱ	
常任委員会	1　教育委員会	定款第 44 条、教育委員会内規
	2　ともしび編集委員会	定款第 44 条
	3　学会委員会	定款第 44 条、学会規程
	4　会報委員会	定款第 44 条
	5　医療・看護安全対策委員会	定款第 44 条
	6　認定看護管理者教育運営委員会	定款第 44 条、認定看護管理者教育運営委員会規程
	7　組織強化委員会	定款第 44 条
	8　災害看護対策委員会	定款第 44 条、災害対策委員会運営要領
	9　感染対策委員会	定款第 44 条
特別委員会	1　看護おきなわ健康２１委員会	定款第 44 条
	2　認定看護師教育課程教員会及び特定行為研修管理委員会	定款第 44 条、認定看護師教育課程運営規程第 11 条
	3　認定看護師教育課程入学試験委員会	定款第 44 条、認定看護師教育課程運営規程第 16 条
	4　看護フェア委員会	定款第 44 条
	5　協会史委員会	定款第 44 条
委員会	1　北部地区委員会	定款第 44 条、定款細則第 28 条
	2　中部地区委員会	
	3　那覇地区委員会	
	4　南部地区委員会	
	5　宮古地区委員会	
	6　八重山地区委員会	
法令に基づく委員会	ハラスメント対策委員会	男女雇用機会均等法第 11 条 ハラスメント防止委員会規程
定款及び定款細則に基づく委員会	推薦委員会	定款細則第 10 章
他の規則・規程等に基づく委員会	選挙管理委員会	選挙管理規程第５条
	研究倫理委員会	研究倫理委員会規程
	衛生委員会	衛生委員会規程